

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

去る2月24日、国際社会は平和と秩序ある世界を常に願っているが、その願いも虚しく、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を開始しました。この行為は力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として、断じて許されるべきものではなく、厳しく非難するものである。

よって、本議会は、今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して、強く抗議するとともに、ロシア軍の武力行使の即時停止及び完全撤退するよう強く求めるものである。さらに世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう、強く訴えるものである。

最後に、一日も早くウクライナに平和が戻ることを心から願う。

以上、決議する。

令和4年3月14日

五 木 村 議 会